

# 議員全員協議会会議録

(令和5年2月22日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和5年2月22日(水)  
招集場所 大会議室

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
局長補佐	藤本吉信		

説明のため出席した者

町長	清水雅文		
副町長	木原荘二		
教育長	児島秀之		
(総務課)			
課長	立花慶司	課長補佐	大間知伸一
課長補佐	上田耕平	主査	山口昌
(企画財政課)			
課長	清水雅人	課長補佐	山口秀一
(消防本部)			
消防長	浅海宏貴		
(消防本部防災対策課)			
課長	土居章二	係長	中田憲克
(学校教育課)			
課長	岩井正一	課長補佐	西田順哉
課長補佐	桑原真也		
(商工観光課)			
課長	兵頭重徳		

(建設課)

課長 濱 哲 也 課長補佐 岡 田 恵 三

(町民課)

課長 中 田 章 課長補佐 濱 見 学 司

(税務課)

課長 山 本 光 伸

(高齢者支援課)

課長 土 幡 淳 主事 田 中 志 子

(保健福祉課)

課長 幸 田 栄 子 課長補佐 越 智 田 耕 平

係長 湯 浅 良 彦

本日の議員全員協議会に付した案件

**【執行部報告】**

- (1) 愛南町津波避難計画について
- (2) 旧赤水小学校解体工事の進捗状況について
- (3) 教育世代児童生徒就学応援金について
- (4) 特定建築物耐震化促進事業補助金について
- (5) 愛南町国民健康保険運営協議会答申の内容説明について
- (6) 福祉タクシー助成事業の見直しについて
- (7) 長月・久良・正木保育所の廃止について
- (8) 子ども第三の居場所づくりについて
- (9) 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当状況について
- (10) 愛南町個人情報保護に関する法律施行条例の新規制定等について
- (11) 愛南町地域公共交通計画について

**【議会協議】**

- (1) 令和5年度一般会計「議会費 議会運営事業」予算
- (2) その他

開 会 9時00分

閉 会 11時55分

○佐々木副議長 皆さん、おはようございます。ただいまより、令和5年第2回議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに、議長、挨拶をお願いします。

○原田議長 皆さん、おはようございます。今日は、令和5年第2回議員全員協議会の御案内をいたしましたところ、早朝より全員の出席をいただき誠にありがとうございます。早いもので、もう今年度もあと一月とちょっとというところまでになってきました。来月の6日からは3月の定例が始まります。それに伴いまして、今日は執行部より報告がございます。11項目ほどありますので、どうぞスムーズな進行に御協力をいただきますようよろしくお願い申しまして挨拶いたします。

○佐々木副議長 ありがとうございます。続きまして、町長、挨拶をお願いいたします。

○清水町長 皆さん、おはようございます。令和5年第2回議員全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、原田議長には招集をいただきまして、また何かと御多忙の中、議員の皆様におかれましては御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、今月の15日に本県の医療ひっ迫警戒宣言は終了いたしました。警戒レベルは特別警戒期間を継続する一方、3月以降、マスク着用を個人の判断に委ねる政府の方針が示されました。3年余りも続いているコロナ禍によります制約も徐々に緩和され、少しずつ日常に戻りつつありますが、議員各位をはじめ町民の皆様には、引き続き社会経済活動の場面に応じた感染対策に努めていただきますよう御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本日は、愛南町津波避難計画素案の概要や3月定例議会に提案予定の案件など、11件の事前説明や報告を担当課長のほうからさせていただきますので、御意見などよろしくお願い申しまして開会の挨拶とさせていただきます。

○原田議長 それでは早速、執行部の報告に入ります。まず、今日11項目あるのですが、来年度の当初予算に関係する項目が、番号で言うと3番、4番そして6番、3、4、6が当初予算に関係がある項目ということです。

それでは、早速入ります。

1番の愛南町津波避難計画についての報告を求めます。

土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 防災対策課より、今年度取り組んでおります、愛南町津波避難計画につきまして御説明いたします。

資料1枚目を御覧ください。まず、愛南町津波避難計画の策定経緯につきまして御説明いたします。

愛南町では、愛南町地域防災計画等により避難態勢の整備を図っている一方、沿岸部におきましては地区内に指定避難場所がなく、指定避難場所ごとの避難元地区を定めていないことから、地震、津波等の災害が発生した場合は、混乱が生じることが想定されます。このことから、南海トラフ地震による最大クラスの津波(L2津波)、比較的発生頻度の高い津波(L1津波)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時における迅速かつ円滑な避難を行うために本計画を策定いたしました。

計画の概要といたしましては、本町では、津波避難計画におきまして定める必要がある事項となります11の事項につきまして、既に愛南町地域防災計画や避難情報の判断・伝達マニュアル等に記載しておりますが、今回の計画策定に当たりこれらの記載事項を一つの計画として集約いたしました。

また、新たに避難すべき地域、地区となります避難計画対象地区を設定した上で、対象地区において想定される避難者数を基に指定避難所への収容計画を策定いたしました。

避難者収容計画につきましては、今後、地区避難計画や避難所運営個別マニュアル策定時に、

随時、検討、見直しを行っていくこととしております。

この計画を基に、今後の自主防災組織の活動や避難施設整備等の更なる防災・減災対策につきまして、地域の皆様と一緒に行っていきたくと考えております。

今後のスケジュール案といたしましては、本計画に対するパブリックコメントを3月中旬まで実施いたしまして、その御意見に対する御回答と計画書案の修正作業を3月末まで実施する予定としております。新年度になりまして、開催地域や開催日程等につきましては、現在、調整中ではありますが、住民説明会を開催予定としております。

続きまして、今回新たに策定いたしました避難者収容計画の概要につきまして、御説明いたします。

資料2枚目を御覧ください。まず、想定する津波と津波想定区域につきまして御説明いたします。

本計画で想定する津波は、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波のL2津波、最大クラスの津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波のL1津波、地震発生後の避難では間に合わないおそれがある臨時情報（巨大地震警戒）発表時の3つのシナリオを想定いたしまして、シナリオごとに津波浸水被害が想定される地区をシミュレーションいたしました。

津波避難対象地区と避難者数の設定につきましては、まず、津波浸水想定区域データと行政区のデータを重ね合わせ、津波浸水が予想される区域を抽出いたしました。そして、津波浸水想定区域のデータと航空写真を重ね合わせ、地区ごとの建物密集地における浸水割合を算出いたしまして、地区ごとの令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口に乗じて設定いたしました。

避難所の計画収容人数と地区ごとの避難先の考え方につきましては、まず、津波浸水想定区域と指定避難所を地図上で重ね合わせ、津波浸水被害を受けない避難所を抽出いたしました。

次に、避難所ごとの建築図面を用いて、建物内で実際に利用できる有効面積を算出いたしまして、一人当たりの利用面積を2㎡といたしまして、避難所ごとの計画収容人数を算出いたしました。地区ごとの避難先は、地域単位で最寄りの指定避難所へ避難することを前提に設定いたしました。

なお、現時点で、地震、津波の指定避難所のない内海地域につきましては、一本松地域の指定避難所への避難を想定しております。

避難者収容計画図の見方につきましては、資料2にあります説明書きを御確認いただけたらと思います。

先ほども御説明いたしましたが、避難者収容計画につきましては、今後、地区避難計画や避難所運営個別マニュアル策定時に、随時、検討、見直しを行っていくこととしております。

この計画を基に、今後の自主防災組織の活動や避難施設整備等の更なる防災・減災対策につきまして、地域の皆様と一緒に行っていきたくと考えております。

以上、防災対策課より、愛南町津波避難計画につきましての説明を終わります。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。この件につきまして質疑ございませんか。

那須議員。

○那須議員 今もちょっと説明ありましたが、これまじめに取り組んで作ったのですか。冗談やない。18ページ、19ページ、L2、L1の内海の避難指定場所が一本松とはどういうことよ。内海の避難先、一本松小学校、一本松交流促進センター、無理やろう。こんな計画、何になるの。もう一回ちゃんとやり直してもらいたい。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 那須議員がおっしゃられるとおり、現時点では内海地域から一本松地域の指定避難所に避難することを想定しておりますが、計画策定時に、内海地域から御荘地域への避難、それに伴いまして、御荘地域の方が御荘地域から城辺地域、城辺地域の方が一本松地域へ

と順々に避難していくことも想定いたしました。その方法を取りますと、多くの地域や避難者の方に影響することから、その方法はこの計画上は取っておりません。

現時点では、内海地域が津波地震による指定避難所の設定がないということから、本計画の18ページから20ページに記しているような指定避難所への避難としておりますが、この計画を基に、今後地域の皆様とお話をしながら、今後の防災・減災対策につきまして協議、検討していければというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 内海から一本松まで、のこのこのこのこね、歩いて、もう不可能なので、そうではなくて、以前、石川議員が言われましたけれども、由良半島の真ん中辺りに広い土地がありますね、地権者13人の。そこを全部ではないけども、一部公園化して、いつでもそこに避難できますよというような準備はできると思うのですよ。お借りして、公園化して更地にすれば。あと、国道の歩道トンネル、あるいは県道の歩道トンネル、雨風しのげますよね。そういうところも実際想定してやったのでしょうかね。あまりにも内海から一本松までと、これはもう考えられないことですから、見直していただきたいというふうに思いますね。

地域の住民と相談しながらと言っても、内海、これ、うんとは言いませんよ。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。那須議員がおっしゃられるように、由良半島の半島部で現在、津波地震の指定避難場所の設定がございませんので、今回の計画上はそういう計画としておりますが、今回の計画では、地震津波によりましてお住まい等がなくなった方とかの現時点での指定避難所への計画としております。今後といたしましては、おっしゃられるように、由良半島部での高台等に指定避難場所等の設定が可能かどうか、地域の皆様に御協力いただきながらその整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 所管事務調査でこの件についても報告させていただいてはいますが、ないなら造るという考え方をしないと、前に向いていかないのではないですかね。それとこの津波の避難計画が、これ初めて提示されたわけですけど、もう少し考え方を整理して作り直さないと、これがベースになってあと全て流れていくと思うので、これはしっかりと見直しをかけないとこのままじゃいけないと思いますよ。

それとスケジュールですけど、これ計画、素案を出されてパブコメをいただいて、その後修正する、修正した後、説明会だけという形になってはいますが、この説明会の後にもう一回、修正するような考え方はされていないのですか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。石川議員がおっしゃられました津波避難計画の見直しにつきましては、今回、こちらの素案を基にパブリックコメントを実施いたしまして、住民の皆様から御意見を頂き、その御意見に対する計画案の修正並びに回答をする予定としております。新年度になりまして、住民説明会を行って、それで終わりというわけではなく、住民説明会後も地区ごとの個別避難計画でありますとか、避難所マニュアルの策定でありますとか、そういった協議の場で御意見を伺いながらこの津波避難計画を見直し、ブラッシュアップしていくことと考えております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 それであれば、この4月、5月の住民説明会の後に、修正というような計画が入っていないのはなぜですか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。資料1枚目でございますスケジュール案では5月までのスケジュール案しか表示しておりませんが、この計画は、本日御提示した素案で完成ではなくて、先ほどの説明と重複いたしますが、地区の皆様と個別の避難計画とかマニュアルを策定して随時情報は更新していくこととしております。表示のほうは5月までとしておりましたので、今後の計画としては以上説明したとおりとなります。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 以前も申し上げたのですが、例えば内海の網代、荒樫の地区は、専門家が来て言ったときは、ここで3か月暮らさないといけませんと、可能性があるとと言われていたりしています。随分この計画が机上の論理でつくっているように見えるのですが、これを作るまでに例えば網代とかに、現地調査に何回行きましたか。それから、そちらのほうの人と何回お話をされてこれをつくったのでしょうか。机上ですてから後で説明ではないですか。何か順番が違うように思うのですが。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。少林議員がおっしゃられました、例えば網代地区へ出向いて地域の方とお話をしてこの計画を構築というような手法ではなくて、先ほど、概要を説明したように、航空写真とか浸水区域の図面を用いての、基準となるデータを用いて今回の素案の策定となっております。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 まさに机上でつくられたということになるから、いつも地元の人とのずれが出るのですよね。例えば、この避難路いけますとか言っても、そこの避難路は今使われていなくて危ないのですよとかいうことが出てきたりするわけです。ですから、やっぱりこういうのを立てるときは、まずそういう現地の人との積み重ねを入れていかないといけないのではないのでしょうか。これを見たとき、びっくりされると思います。それに何より、これホップステップジャンプの部分を生懸命計画立てていますが、先ほど言いましたように3か月そこで暮らさないといけないかもしれないというのに、第一のそのホップに当たる、第一でぱっと避難したところはもう何もできていない状況でこれを出されてもみんな困ると思いますが、いかがですか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。少林議員がおっしゃられました件につきましては、こちらの津波避難計画の素案、先ほども御説明いたしましたが、この素案を用いて地域ごとの避難計画でありますとか、避難所運営マニュアルとか、避難する際に必要な事項とか、地域の方々とお話し合いを進めながら今後の防災・減災対策を強固なものにしていければというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 こういう計画を立てて、なおかつ住民説明会を、今まではされてこなかったと思うのですが、住民と一緒に見直しもやってつくっていきこうという姿勢は評価できると思います。ただ、やっぱり先ほどからから那須議員はじめ皆さんおっしゃっているように、19ページの避難場所、いきなりこれを素案として出すのは相当反発、混乱を招くと思います。やっぱり、ここをどうするかという話し合いのスタンスで住民のところを持って行って、聞くというのがいいんじゃないかと思うのですけどね。一般質問で私も質問させていただきましたが、内海だけじゃなくて西海の外泊、中泊、内泊の方たち、とても西海中学校までは行けないと、崖崩れで

とてもそんな道路にはならないし、道路が残っていたとしても怖くて行けないという声がたくさん上がっています。ですので、津波が来たとき、崩れてしまったときの一時的に避難できる場所はあるのですが、もうね、青空のセメントのところなので、テントをね、運動会用のテントじゃなくて、難民キャンプのようなああいう避難、雨風防げる避難テントを各校にくださいとお願いしたけど、防災のほうから駄目だという答えだったと。やっぱりそういう、少林議員が言われたように、3か月、まあ1か月かもしれない、3か月かもしれない、生き残らないといけない状態をまずどうするかというところを住民と話し合うことによって、その次のステップとしてこの19ページの避難所の話が出てくると思うのですよね。なので、これ、パブコメに出しても相当反発あると思いますけど、ちょっとそこを考え直していただくことはできないですかね。

まずは、命を守るという現実的な対応を住民と考えて避難所を。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えします。金繁議員がおっしゃられましたこのスケジュール案見直しにつきましては、まず、津波一次避難場所につきましては、愛南町津波避難計画素案の21ページから26ページまでそれぞれ、内海地域から西海地域までそれぞれしておりますが、こちらにつきましては随時見直しを行っております。

先ほどから御意見を頂いております、今回、初めて策定いたしました避難所の収容計画につきましては、現在まで漠然としておりました、どこの地区の方がどこの避難所に避難すればよいか、災害発生時に混乱しないようにあらかじめ目安となる避難所を決めておき、それを踏まえて今後の各地区における避難所の避難計画でありますとか、避難する際のマニュアル、その協議を進めていければというふうに考えております。あくまで、今後、地域の方々が、津波地震発生時に安全に、かつ迅速に避難できるように、目安となる今回の計画とっておりますので、パブリックコメント、もしくは住民説明会を行った際に、御意見等は多く頂けると思うのですが、こちらを踏まえて、今後の防災・減災対策について地域の皆様方と一緒に考えて構築できればというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 住民説明会ですが、18ページではたくさん地区別に地区を書いているのですが、この地区ごとにしたほうが良いと思うのですが、これぐらい細かい単位で説明会していただけるのですかね。どういう説明会を考えていらっしゃるんですか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。先ほど説明いたしました、まだ日程と、どういう範囲でというふうなことは現在調整中でございます。最低でも、先ほど金繁議員がおっしゃられた18から20ページにある一覧表の右端にある旧町単位では、最低でも行う予定としておりますが、細かな地域とか日程につきましては今後の調整予定としております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

吉田議員。

○吉田議員 命を守るということで、すごく残念なのが、津波避難タワーの今後の検討とか、そういう一番最初に津波が来て、取りあえず応急処置として最低限必要な津波避難タワーの計画とかその辺、これから調査をして、造るか造らないという計画自体が出ていないのが一つ、まあそれがあるかどうか。

それから、これ避難所がいろいろ出ていますが、ここに防災備品、資材ありますか。ここで例えば避難して、それが全然備わってなければ全く機能をなさないというふうな形になると思いますが、その備品だとか、それから食料を含めて、この避難場所にそれが完備されて



いるかどうかの確認もお願いしたいと思います。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。まず、1点目の津波避難タワーの記載につきましては、現時点で関係課並びに愛媛県等といろいろ協議を進めているところなのですが、現時点でまだ確定している事項がないような状況ですので、今回の素案では、記載のほうはしておりません。

2点目の指定避難所の防災倉庫にテントとか備品等は常備しているのかということなのですが、指定避難所につきましては、発電機等の、避難した際に活用できる備品等は常備、整備しております。

今後におきましても、来年度以降の話になるのですが、愛媛県等の補助事業を活用して、更に防災倉庫にそういった避難した際に必要な防災備品を追加装備していったらというふうに計画しております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 吉田議員とちょっと重複しますが、この愛南町には津波一次避難場所がこれを見ると173か所ありますよね。それぞれに防災倉庫は現時点でも設置はされているのでしょうか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。尾崎議員がおっしゃられた173か所中、全避難場所に防災倉庫が整備されているような状況ではございません。私の記憶では、60弱ぐらい未整備なところがございますので、先ほども吉田議員の御質問のときに回答いたしましたが、次年度以降、愛媛県の補助事業で夜間避難訓練を実施するようなことを条件に、そういった避難路の整備でありますとか、防災倉庫の設置の補助事業がございますので、そちらのほうを整備することを計画しております。その計画期間が終われば、全指定避難場所のほうに防災倉庫が整備できればというふうに思っております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

尾崎議員。

○尾崎議員 防災倉庫のないところに津波一次避難所というのは、非常に、いざ避難しても何も機能しないので、これについては早急に防災倉庫の設置を急ぐべきだと思いますのでよろしくお願ひします。

○原田議長 ほかにありませんか。

石川議員。

○石川議員 あのこれちょっと何度も言いますが、この計画は見直しをかけないとこのままでは計画にすら、私はなっていないのじゃないかなというふうに思っています。必要な備品とか、必要な避難所、これらを含めて、防災倉庫も含めて、造る計画にしないと、こういう形で造っていきますということにしないと、このままこれちょっとあまりにも乱暴すぎるような計画で、このままでは計画としていをしていないし、課長が言われるような、迅速に内海の人が一本松に到底、避難所に行けるわけもないし、言っていることとこの計画が不一致になって計画のていすらなされていないと。これはもう完全に見直しをすべきだと思いますが、いかがですか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。石川議員がおっしゃられました御意見も参考にしながら、先ほどの回答と重複いたしますが、今後のパブリックコメント並びに住民説明会で、地域の方々の御意見を踏まえて、見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにも。

金繁議員。

○金繁議員 逆に理由を聞きたいのですが、これまで内海の方たちの避難場所は菊川小学校でしたよね。これが今なぜ、全員、内海全員、一本松に大移動になったのか、その理由をきっちり説明してもらえますか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。金繁議員がおっしゃられましたように、以前の計画等では菊川小学校のほうに一時的に避難というふうな決定をしていたと思われるのですが、津波避難計画素案の18ページ、19ページ、20ページを御確認いただくと分かるのですが、菊川小学校の今回想定する収容人数に空きのほうがございませんので、先ほど、冒頭で回答いたしました。順々に内海から御荘、御荘の人が御荘から城辺、城辺の人が城辺から一本松と、順々に避難していくと多くの地域、避難者に影響することから、今回はこのような指定避難所の設定としております。

今後につきましては、やはり地域の方々と協議しながら並びに由良半島における指定避難所の整備等につきましても、地域の方々と協力し合って、今後の防災・減災対策を強固なものにできればというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 菊川小学校、383人収容で、避難人数は326人で余裕は57人しかない。今回初めて分かったということですかね。今まで分からなかった、そこまで計算していなかったということですかね。それが1点と、2点目は、それにしてもなぜ一足飛びに一本松なのかという合理的な理由の説明になっていないと思うのですよね。一本松に行くまでにいろんな堅固な建物とか幾らでもありますよね。なぜ一本松ですかという理由になっていないのですよね。それを住民の方に納得できる形で説明しないといけないわけでしょう。議員だけじゃなくて、住民にこそ納得してもらわないといけない。そこにどうやって行くのか、自衛隊の人が来てくれるのです、いつ来てくれますか。南海トラフだったら、何か月もかかりますよね。住民が納得してもらえない可能性ってほとんどないと思うのですよ。

2点目、合理的な理由、なぜ一本松なのか理由になっていないので、人数が足りないことが分かったからでは理由になっていませんよね。そこがどうしてもいいですという理由なり、お風呂があるからいいですかね、しっかり説明してください。2点お願いします。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。まず1点目の、今回18ページから20ページにお示しております計画収容人数、避難者人数につきましては、現在までこのように数値化のほうはできておりませんでした。今回、数値化したのは初めてでございます。

2点目の内海地域の方がなぜ一本松地域の避難所に避難しなければならないのかという合理的な理由を説明してくださいということなのですが、被災時に、自衛隊の方がいつ頃来ていただけるか、何日後に来ていただけるか、というような日数等は、明確な日数は現時点で説明はしかねます。ただ、当初、内海地域の方を例えば一本松地域までの別の地域の途中の、例えば城辺なりですね、御荘の、御荘は結果いっぱいですが、城辺地域の指定避難所を介して、更に二段階で避難していくというような計画も検討いたしました。なかなか二段階、ワンクッション置いて更に落ちていて二段階目で一本松地域へ避難するというようなこともなかなか難しいということもありましたので、今回、素案上といたしましては一本松地域の指定避難所のほうへ避難するというような計画にしております。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 防災対策課長、もう説明ええよ。町長、これ見直さないといけないよね。現実的でな

いし、これ持って由良半島に行ったら、気性の荒いところやったら生きて由良半島から出さんぞってぐらい言われるのやけん。本当に実際その言葉を聞くんやけんよ。これは駄目ですよ、町長。

○原田議長 清水町長。

○清水町長 私のほうからちょっとお答えします。今回いろいろと指摘をたくさん頂きました。まだこの件について、言わば、担当も初めてというような形の初心者みたいなものやったと思います。今、いろんな形の意見を頂きました。厳しい意見というよりか、当たり前意見かなと思います。しっかりと見直しをして、皆さんが納得できるような形にやっていきたいというように思っていますので、また、都度いろいろな指摘をしていただいたらと。そして完璧に近い案を皆さんに再度お示しして、しっかりと町民の命が守れるような形にしていきます。そういう答弁で、今のこの時点ではさせていただきたいと思います。

○原田議長 はい、いいですかね。これ一応素案ですので、これ今後また検討していきますので、これ協議しとったらいつまでたってもこれもう。中野議員。

○中野議員 今ちょっと避難タワーの話が出たのですが、あれ課長、あの今、防潮堤をやっていますよね、20年計画か何かで。それで、防潮堤と並行して別物でやっていただけるような補助であるとか、可能性はあるのですか。一般の方もよく防潮堤と言うけど、あの当時に防潮堤に変えたらどうですか、20年間したら5億ずつ1棟ずつ立ちますという話をしたら、もう他のところは逃げてくださいという話になって、御荘湾辺りがまず避難タワーの候補地になると思うのですが、防潮堤やっとして、あれ並行してそんな可能性はあるのですか。皆さん何か、最初、議員さんも知らない部分があって、並行してこう言われよるので、そこら辺り可能性は、別もんなのですかね、防潮堤と避難タワーは。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。中野議員がおっしゃられました防潮堤に関しましては、愛南土木事務所のほうの所管で、現在も計画的に事業のほうを進めております。

津波避難タワーにつきましては、近隣自治体、例えば黒潮町なりですね、宿毛市の例を取りますと、市や町が事業主体となって整備を進めているようなお話をお聞きしております。そちらにつきましては、県の防災危機管理課のほうにも問合せいたしまして、使えるような交付金なり補助金がないかということで御教授いただいております。

以上です。

○原田議長 よろしいですかね。吉田議員。

○吉田議員 これ先ほどからそれぞれ議員さん、質問が出ていたのですけれども、町長が見直すというか、今、答弁があったのですけれども、これ全員協議会に諮る前に理事者と担当者と協議せずに協議会に出しているのですか。当然、理事者と詰めた上で協議会に提案するのが普通じゃないのですか。いろんな心配話が出ましたけれども、全く初歩をせずに協議会にぽんと出されて、これじゃちょっと協議会の意味ないじゃないですか。どうですか、理事者、回答してください。

○原田議長 木原副町長。

○木原副町長 私のほうでお答えさせていただきます。当然、理事者を含めて協議はさせていただいております。その上で、ここで報告をしております。

以上です。

○原田議長 はい、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 では、以上で1番を終了いたします。

続いて2番の旧赤水小学校解体工事の進捗状況についての報告を求めます。

岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 旧赤水小学校の解体工事の進捗について御説明させていただきます。

まず図面を見ていただけたらと思いますので、2ページ目をお開きください。

旧赤水小学校の解体工事につきましては、順調に進捗しておりますが、図面で言いますと下のほうになりますけれども、斜線の入っているところですが、プールの底を解体したところ、上の道路、上の沢のほうだと思われるのですが、山水が自然に湧き出てきました。

それで、プールについては解体後、そこをグラウンドにする計画でしたけれども、その水の影響によってグラウンドが濡れた状態になってしまうというおそれが出たため、排水対策、暗渠などを入れて、そして土壌改良などもした上で、駐車場の位置にしたいと。当初は、体育館左横の斜線で入れておりますけど、そこを駐車場にする予定でしたが、プール跡に舗装して駐車場に進入路も付けてするというふうに設計変更をするようにいたしました。

それで、それによってどうしても工期が延長ということで、繰越しになるということがございます。工事の追加工事費は574万円ほどですが、予算的には160万円ほど追加した予算というふうになります。

以上、工期延長、そしてまた、追加工事費が発生したということで御報告をいたします。以上、私のほうからの説明といたします。

○原田議長 ただいま、説明が終わりました。

御質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 湧水、湧き水があるということで、そこに駐車場、暗渠等を入れて排水対策をされたということで、そこに駐車場をもっていくのはもう完全にその湧水を処理できているのでしょうか。今のその排水対策、できるのでしょうか。常に湧き出るところに駐車場をもっていくということは、アスファルト舗装とかありますよね、その下層が湧水のあるところというのは、わざわざそこに駐車場をもっていくというのはちょっと理解に苦しむというか、ほかの用途に使ったほうがいいのじゃないかと思うのですが、その辺は。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 変更設計段階で、建設課などにも見ていただいて、その暗渠から水路のほうに抜けるような工事も含めていきますので、その辺は大丈夫というふうに考えております。グラウンドでおいておくほうが、そちらの水対策のほうが難しいというところがございますので、その辺は大丈夫でございます、まだ工事はこれからになりますので、その辺は対策をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 これ湧水の場所が確定しているのかどうかというのはちょっと分からないのですが、せつかく湧いた水なので、池でも造ったほうが私は効果的じゃないかなと。地区の憩いの場にできるような気もしますし、なおかつこれ先ほど池田議員が言われたように、アスファルト舗装なら、私はこれちょっと無理があるのではないかなと。この湧水を完全に処理できているかどうか分からない状態で、ただ単にアスファルト舗装ということになると、すぐに劣化する可能性があると思います。いかがですか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 水が湧いている状況ではありますけれども、こういった天気のとときでありますと水は引きますので、池になるほどの水ではないというところ、そして、駐車場に関しましては、先ほど言ったように暗渠等を入れてしっかりと排水対策、また、土壌改良なども入れますので、その辺は大丈夫かというふうに考えております。

○原田議長 はい、ほかにありませんか。

ほかにないようですので、以上で2番を終了いたします。

続いて3番、教育世代児童生徒就学応援金についての報告を求めます。

岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 教育世代児童生徒就学応援金について御説明いたします。

この応援金に関しましては、新たに愛南町として就学世代の御家庭に支援をしたいというふうに考えまして、今回、当初予算に計上するものであります。

目的といたしましては、この物価高騰に係る教育に要する経費の負担増を踏まえて、小学校、中学校、高等学校、また特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、就学に要する経済的負担の軽減を図るということで支給するものです。

支給額は児童生徒一人につき2万円。それと、要保護及び準要保護世帯については1万円を加算、そして、新入学時として小学生については3万円、中学生については4万円、高校生については5万円を加算して支給する予定です。

支給総額については4,200万円程度を想定しております。

財源については、ふるさと寄附金を活用する予定でございます。

支給期間は期限付きとしまして、令和5年、6年、7年の3か年で、3年経過時にまたその後の支給等については再検討したいというふうに考えております。

それで、支給対象者に関しましては、町内に住所を有する児童生徒、または、その児童生徒が仮に住所地を他に移したとしても、扶養する保護者が町内に住所を有する場合はそこも対象とするというふうに考えております。

以上、教育世代児童生徒就学応援金の説明といたします。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 2点あります。財源がふるさと寄附金ということなのですが、4,200万円程度。

これは、確実にふるさと寄附金から財源大丈夫、引っ張ってこれるのかという点が1点と、それから2点目、昨年の末には議会からの要望として、奨学金制度の町独自の奨学金制度の創設を予算要望していますが、それがこれに変容したのでしょうか。それとも、奨学金というのはまた別に考えておられますか。以上2点お願いします。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 ふるさと寄附金に関しましては、財政担当課とも確認いたしまして、それを充てることは可能というふうに確認しております。それと、町独自の奨学金、それに関してはこれとは別ですし、奨学金の予定は現在考えておりません。

以上です。

○原田議長 ほかに。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 これ保護者が申請となっているのですが、実際、申請はどんな手続ですのでしょうか。まあ簡単に言うと、申請しなくても支給してもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 これは各保護者のほうから、例えば小中学校においては、学校を通じてとかいうような形を取っていきたいと思います。また、高校などに関しては、地元の高校であれば地元の高校を通じ、また、それ以外の学校に関しましては、しっかりと周知した上で申請をしてもらおうと。当然、これは辞退を考える人もいらっしゃると思いますので、申請時に辞退するのか、希望するのかを取りますし、また申請が出てこない、一定期間に申請が出てこない方は辞退というふうにみなす予定でございます。

以上です。

○原田議長 ほかに。

尾崎議員。

○尾崎議員 国のほうが今回、異次元の少子化対策ということを掲げておりますが、児童手当とか育児休業の強化を図っていくと聞いております。

今回のこの取組は愛南町独自の子育て支援、少子化対策という認識でよろしいのでしょうか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 子ども支援に関しましては福祉のほうの関係になりますが、これはあくまでも教育費、この高騰に係る部分を見込んでの教育費に関する支援と、応援ということで捉えていただけたらと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 就学応援金というには非常に少ない中途半端な額だと思うのですが、2万円の算定根拠って何ですか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 これは、3年に一度ほど文部科学省のほうが一世代当たりの教育費に係る金額というのを算定しております。令和4年度がこの見直しといいますか、ちょうど算定したところなのですが、その教育費が今回の基礎にした58万円ほど年間かかるということがございます。これは、令和3年度の金額でございます。これは国が示したものです。それと物価上昇率、これも国のほうが示しておりますが、約4%弱ということで、令和3年から令和4年にかけてそれほどの物価が全体で上がっているということがございますので、それを基に計算したところで2万円というところを出しております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 それじゃとても2万円で足りないと思うのですが、そこを2万円に縮小した理由というのは何ですか。2万円を妥当と考えた理由は何ですか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 物価上昇に関しての教育費に対しての上昇ということを基に考えましたので、先ほどの説明のとおりです。

○原田議長 ほかに。

石川議員。

○石川議員 物価上昇ということでこういう金額になっているのは分かるのですが、南宇和高校に今、1,700万円ほど補助を出していますよね。私はこれ、中学生であろうと高校生であろうと松山に通おうが、東京の中学生、高校生になろうが、これは在住であれば支払うということなのですが、南宇和高校生については倍ぐらい出してあげたらどうでしょうか。私はそうしたら南高に通わそうかという考えの人も増えるのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 確かにおっしゃっていただけるお気持ちはありがたいかなというふうに思いますが、やはり、今回に関しましては、全ての児童生徒、平等性も踏まえて地元の高校に行こうが、また、町外の高校に行こうが同額とさせていただいております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 せっかく町単でやるので、そういう独自性も少し考えていただいたほうがいいのではないかなというふうに私は思いますけど。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 一つのお考えとして受け止めておりますが、これは、愛南町、この教育世代に対してのこういった応援金というのは、ほかではちょっと聞いたときがないので、そういった部分での独自性というところは十分あるかというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

はい、ほかにないようです。

暫時休憩します。10時10分まで休憩します。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて4番、特定建築物耐震化促進事業補助金についての報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課から資料番号4番、特定建築物耐震化促進事業補助金について、破産手続中のホテルサンパールに進展がありましたので御報告をいたします。

かねてより破産手続を進めておりましたホテルサンパールは、令和5年1月31日に破産管財人と南レク株式会社と不動産売買の契約を締結しました。

今後、施設の除去や活用方法につきましては、南レク株式会社が実施主体となって運用することとなりました。

商工観光課からの報告は以上です。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 商工観光課に続いて、建設課より補助事業の概要を説明いたします。

資料に基づきまして一部読み上げさせていただきます。

平成25年に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正されており、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された不特定多数の人が利用する大規模な建築物については、耐震診断を実施し報告することが義務付けられました。これを受け、地震等により倒壊の危険性があると診断された建築物は、本町内ではホテルサンパールが該当しておりました。

今回の事業は、当該要緊急安全確認大規模建築物で、令和6年3月31日までに耐震改修、建て替えまたは除却などに着手するものが国庫補助事業の対象となり、既存耐震不適格建築物の除却を推進する上で、地震に対する安全性の向上を図るものとしてこの補助金事業を実施することといたしております。

次に、令和5年度予定箇所、サンパールの建築物の詳細を読み上げさせていただきます。

所在地は、御荘平城681番地、用途はホテル、レストラン、売店、ボーリング棟。階層が地上3階、地下1階、塔屋1階、構造が鉄筋コンクリート、一部鉄骨造り、延べ床面積が7,771.45㎡、竣工は昭和46年のものです。平成26年に実施した診断結果が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いという結果が出ております。

今回の申請者は先ほど商工観光課長が申し上げたとおり南レク株式会社になる予定です。

下段の表は、過去の事業実績と今年度実施しようとする事業量です。

平成26年度に耐震診断に要した経費が702万円。平成30年度に除却を含む設計が640万円。そして令和5年度に除却工事として1億7,519万円、うち国庫補助が5,839万6,000円、県が1,007万3,000円、町が1,007万4,000円、申請者の持ち出しが9,664万7,000円です。

建設課からは以上です。

○原田議長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

金繁議員。

- 金繁議員 まず補助対象事業費なのですが、これ負担の分担ですが、申請者負担というのは南レク株式会社ということでいいですかね。
- 原田議長 濱建設課長。
- 濱建設課長 今回、申請が南レク株式会社から提出されると、南レク株式会社ということになります。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 南レク株式会社には愛南町も出資されていますよね。町長も役員をされていますけど、町からのお金、この申請者の中、南レク株式会社として町が負担する部分というものもあるのですか。
- 原田議長 濱建設課長。
- 濱建設課長 この補助事業に対しては、出資金、出資割合は関係ございません。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 出資者でありますけど、町としてのお金を出すか出さないか、お答えください。
- 原田議長 濱建設課長。
- 濱建設課長 この国が定める地方防災拠点建築物整備研究促進事業の補助金制度上でのお話をすると、その補助金が、町は1,007万4,000円を支出するということになります。以上です。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 私の質問は、この一番右の申請者負担、9,664万円、この申請者というのは南レク株式会社であると。愛南町も10%ぐらいでしたかね、出資していますが、この中に町の出資、負担は発生するのかと、この9,664万円の中に入ってくるのかという質問です。
- 原田議長 濱建設課長。
- 濱建設課長 含まれません。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 今後の活用方法については、南レク株式会社が実施主体となって運用するということですが、株式会社ではありますが、先ほどから言っていますように町が出資しています。清水町長も役員となられ、この株式会社の意思決定に関わっておられます。現在、どのように今後の活用方針をお考えでしょうか。
- 原田議長 兵頭商工観光課長。
- 兵頭商工観光課長 先ほど申し上げましたとおり、今、南レク株式会社が実施主体と今後の運用の部分を検討している段階です。今、具体的にどういうふうな方向で動いているとかいうふうなものはまだ会社の中の話ですから、外にはまだ出てきておりません。活用方法についても検討は今している段階だそうです。以上です。
- 原田議長 石川議員。
- 石川議員 令和5年1月31日に、破産管財人と南レク株式会社が不動産の売買契約を締結したと書かれておりますが、これは、南レク株式会社が買い取ったという理解でよろしいのですかね。
- 原田議長 兵頭商工観光課長。
- 兵頭商工観光課長 はい、間違いありません。
- 原田議長 ほか、ございませんか。  
ほかにないようですので、4番を終了いたします。  
続いて5番、愛南町国民健康保険運営協議会答申の内容説明についての報告を求めます。  
中田町民課長。
- 中田町民課長 町民課と税務課から、愛南町国民健康保険運営協議会答申の内容説明について、



報告させていただきます。

資料5を御覧ください。

初めに、国民健康保険制度は、国民皆保険制度の下での基盤として、被保険者の健康保持増進に重要な役割を担っていますが、年齢構成が高く、医療費が高くなりやすい反面、低所得の加入者が多いことから保険税収入が少なく、所得に占める保険税負担が重いといった構造的な問題を抱えています。

本町の国民健康保険特別会計の財政状況は、赤字補填目的の一般会計繰入れは行っておりませんが、令和2年度と令和3年度の単年度収支では、それぞれ5,800万円、3,200万円の赤字となっており、今後も人口減少や高齢化の進行、医療の高度化などにより一人当たりの保険給付費は増加する一方で、所得額の向上や被保険者の増加は見込まれず、今後も厳しい財政運営を強いられる見込みです。以上のことを踏まえ、将来にわたって国保制度を安定的に維持・運営していくために、保険税率や賦課方式などを含めた国保税の適正化について、国民健康保険運営協議会に諮問し、協議会での審議、意見調整などを経て答申を受けました。

2ページを御覧ください。

答申内容ですが、国保の財政運営が厳しい状況にあることは理解し、税率の引上げはやむを得ないものの、現下の物価高やコロナ感染症等の影響で疲弊している地域経済の状況を鑑みた場合、直ちに税率改定を実施するのではなく、被保険者の生活に与える影響を考慮し、国民健康保険財政調整基金の積み増しと活用により、数年をかけて段階的に税率を引き上げること、また、賦課方式の資産割りにについても、所得割に及ぼす影響を軽減するために段階的に縮小していくなどの激変緩和措置を導入して、被保険者への影響を最小限にすることといった答申内容になっております。

答申を踏まえた対応ですが、国保財政を安定的に維持、運営するためには、税率改定による歳入基盤強化が必要と考えますが、答申のとおり、現下の物価高などによる生活に及ぼす影響を考慮して、直ちに税率改定は行わず、現在、約5,300万円保有している国保財政調整基金への更なる積み増しと活用により、段階的に税率を引き上げる環境を整えるとともに、資産割りにについても段階的に縮小するなどの激変緩和措置を講じることとします。

一方で、国民健康保険法の規定に基づいて愛媛県が定めている、愛媛県国民健康保険運営方針の令和6年3月の改定に合わせて、赤字補填目的の一般会計繰入れの完全廃止や資産割りの段階的廃止年度などを明記した、保険料水準の統一に向けたロードマップが示されることから、統一化に向けた必要な取組を計画的に実行していくこととします。

報告は以上になります。

○原田議長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

質疑がありませんので、以上で5番を終了いたします。

続いて6番、福祉タクシー助成事業の見直しについての報告を求めます。

土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 愛南町福祉タクシー助成事業の見直しについて報告をいたします。

現行の福祉タクシー助成事業は、公共交通の利用が不便な地域の高齢者等に対して助成する事業のため、対象者がバスの乗降地点から自宅の距離が300m以上離れている方となっており、300mの距離を歩くことができない方、また、近くにバス停があってもバスの乗り降りができない方などに対して助成ができておらず、問題が指摘されておりました。産業厚生常任委員会からも高齢者、障害者の交通支援対策は待ったなしの状況であるとの報告等も受け、課題を整理し、高齢者と障害者に対しての交通支援対策を検討し、見直しを行いたいので報告をさせていただきます。

資料6を御覧ください。

現行と見直し案の比較表になっております。真ん中の列が高齢者分についてです。まず、高齢者分について説明をいたします。名称ですが、現行の愛南町福祉タクシー助成事業を愛南町高齢者タクシー利用助成事業に改めます。

目的は、路線バス等の利用が不便な地域に居住しているまたは路線バスの利用が困難な高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することで交通手段の確保を図り、在宅福祉の増進に寄与するとします。

対象者は、①として70歳以上80歳未満で自宅からバス乗降地点までの距離が300m以上離れている方、②として80歳以上の方とします。80歳以上の方については、バス停までの距離を問わないことに変更します。ただし、運転免許証を保有している方、介護施設に入所している方は対象外とします。

また、今までは、当該年度4月1日における年齢が対象でしたが、満年齢を対象とすることに更改いたします。

券の種類と利用方法は、現行と変更はありません。

2ページを御覧ください。

交付枚数は、利用者一人につき、当該年度50枚を限度とします。その他、今まで登録証に貼っていた写真を不要とし、券を使用する際は、本人証明として健康保険証等を運転手に提示することに変更します。

予算についてですが、令和5年度の当初予算は2,400万円を計上します。

内訳としましては、①の対象者分は、現行の利用状況から400万円、②の対象者分として80歳以上の人数から免許非保有者の割合、施設入所者数を除いて、申請率を60%、使用率を70%として計算し、2,000万円、合わせて2,400万円としております。

今後の周知方法ですが、愛南町福祉タクシー助成条例の改正後、地区回覧、広報紙等の活用や介護支援専門員等を通じて事業周知を行う予定です。

高齢者支援課からは以上です。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 保健福祉課から障がい者（児）タクシー利用助成事業について報告いたします。

今回、福祉タクシー制度の見直しと併せて、福祉タクシー利用助成事業から切り離し、障がい者福祉施策事業として、障がい者（児）タクシー利用助成事業として新設し、障がい者（児）タクシー利用助成事業実施要綱に基づき実施したいと考えております。

まず、目的についてです。この事業は、タクシー料金の一部を助成することで、障がい者（児）の社会参加の促進と在宅福祉の増進を図ることを目的とします。

次に対象者です。対象者といたしましては、表に記載のとおり、①から④のいずれかに該当する方とします。①身体障害者手帳1級または2級の手帳を所持している方。ただし、体幹、下肢、呼吸器については個別等級3級も対象とする。②療育手帳AまたはBの手帳を所持している方。③精神障害者保健福祉手帳1級または2級の手帳を所持している方。④として、その他町長が特に必要と認める方。ただし、本人自ら自家用車、原付きも含みます、を運転する方、障害児においては保護者が自家用車を運転する方、障害者支援施設に入所している方は対象外となります。

券の種類については、一律500円とします。

次のページを御覧ください。

交付枚数については、当該年度50枚を限度とし、金額として2万5,000円となります。

利用方法につきましては、高齢者タクシー利用助成事業と同様となります。

予算についてです。令和5年度当初予算で300万円を計上しております。

80歳未満の手帳所持者570人から免許所持者を除く50%を想定し、申請率60%、使

用率70%を見込んで試算をしております。

今後の周知につきましては、高齢者支援課の福祉タクシーの周知と併せて、地区回覧や広報紙、障害福祉団体や障がい者相談支援専門員等を通して広く周知を行う予定としています。

以上で、障がい者（児）タクシー利用助成事業についての説明を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。この件について質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 見直し案の高齢者のほうですが、これでいくと要介護3級ぐらいで介護タクシーの対象者にもなりませんよね。パーキンソン病とかで要介護5でも介護タクシーは寝たきりが原則ですよ。それ以外の車椅子を利用しなければならないとか、下肢の不自由な方とか、いろいろ身体の不自由な方、特にパーキンソン病なんかの方は大変困っておられる方もおられるのですが、そういう方々を対象には考えていないのですか。障害者のほうでは④番にその他町長が特に必要と認められる方というのがあるのですが、高齢者のほうにはそれが無いのですが、そこら辺は、そういう方々の救済というか、そういう方々は対象には考えられていないのですか。

○原田議長 土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 今言われたように、介護3だとか疾病別、パーキンソンだとかっていうようなところでは高齢者の分は対象として考えておりませんが、80歳以上になれば介護度に限らず疾病の有無に限らず対象となるというところで、対象となる方もおられるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 池田議員。

○池田議員 80歳未満の方は、この中では対象になっていないという、使えないということですか。

○原田議長 土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 80歳未満の方は、今までどおり300mという基準を残すことと、疾病によっては障害者の手帳を取ったりだとかというところで対象になってくる方も、障害者手帳のほうでなってくる方も少しは含まれるようになるかとは考えております。

以上です。

○原田議長 池田議員。

○池田議員 ケアマネさんの意見を聞くとかそういう、障害者のほうの④番にあるような、そういう考えはないですか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 先ほど議員が言われるパーキンソンとか難病であるとかいった方で高齢者の方でありましても、手帳を持っていないくても、その身体の状態等に応じてタクシー助成が必要であると判断した場合に、広く拾えるようにというところで障害のほうで④番を取っていますので、高齢者支援で対象にならなかった方で、本当に必要な方は障害のほうで取るという方向で対応できるものと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 名実ともに福祉タクシーになるようで、対応ありがとうございます。

私の質問は、これ非常によいことなのですが、実際に運用していく上で、やはり外に出るのが困難な方たちが利用されるので、じゃあ、今から身体障害者手帳を申請しようという方が役場まで来られないということも容易に考えられると思います。なので、そこを担当課がどこになるか分かりませんが、民生委員の方とか、伴走というかね、支援してあげていただきたいのですが、そういうことはお考えでしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

- 幸田保健福祉課長 障害者の手帳の件につきましては、現在も手帳を取る段階で相談支援専門員の方が付いている方もおられますし、その方がその手続のお手伝いをしたり、また、なかなか役場等まで来ることが困難な方については、障がい福祉担当の者が自宅のほうにお伺いをして手続を進めるという形で対応していますので、そういった対応をこのタクシー券についてもしていきたいと考えております。
- 原田議長 ほかに、金繁議員。
- 金繁議員 すいません、細かいですけど念押しです。それは、告知されるときにそういうこともできますので御連絡をお気軽にください、ということまで書いていただけますかね。
- 原田議長 幸田保健福祉課長。
- 幸田保健福祉課長 はい。周知の際には、問合せ先等も、問合せ先、相談先等も記載する予定ですので、その中で連絡をいただいたら対応ができるようにしていきたいと考えております。  
以上です。
- 原田議長 ほかにございませんか。  
鷹野議員。
- 鷹野議員 300mという距離なのですが、これ所管事務調査の中でも、そしたら290mはいけんのか、295m、どうやって測るのというようなことも出たんですよ。それで、300mにこだわるのではなくて、やはり、300m歩けない人、ちょうどバス停までちょっと家が山にあるとか、100mちょっと上へ歩くのも足が悪くてよう歩かないとか、やっぱり距離やなくてその人によっていろいろ状況が違うと思うんですよ、高齢者。やっぱりもうちょっと緩和できるように、距離が300m以上、あるいは、やっぱり町長が認める方、290mでもちょっと家まで高低差があつてしんどいなとか、やっぱりそういうある程度認めてあげたいという人も出てくると思うんですけど、その辺ちょっと町長の認める方とか緩和したらいかがでしょうか。
- 原田議長 土幡高齢者支援課長。
- 土幡高齢者支援課長 今回、80歳以上の方の距離を撤廃するとき、300mは歩くことが困難という方をどのような基準で判断するかというところは担当課のほうでもいろいろと協議をいたしました。言われるように、人によって体の状態で足が痛かったり、体調とかで歩けないというようなところで、介護認定の結果だとか、いろんなところで基準を設けるようなことも検討しましたがけれども、体の状態だとかというところがなかなか判断の基準が難しいというところがあって、今回は80歳という年齢で取りあえず距離の撤廃はというところで、70代の方については今までどおり残ってくるころなのですけれども、70代の方の中にもそういった不自由な方もおられるのかもしれないのですけれども、そこら辺はまたこれから先も現状を見ながら、改善すべき状況であればまたその都度検討はしていきたいというふうに考えております。
- 原田議長 鷹野議員。
- 鷹野議員 申請時に、私のところは300mありますとか、そういうのはもう本人のあれなんやろか。それとも役場が、担当がしっかり測っているのですかね。
- 原田議長 土幡高齢者支援課長。
- 土幡高齢者支援課長 大体地区別でバス停からの距離が分かるような地図は作っておりますが、微妙なところについては担当者が歩いて測定をして実測をしております。  
以上です。
- 原田議長 ほかに。  
那須議員。
- 那須議員 この距離の問題は昔からあって、500mから300mになったのですけれども、どうなのでしょうね。町長、まちづくり、町長のまちづくりに関わってくると思うのですよ。愛

南町の福祉っていうのは、他の市町から比べても厚いですね、僕は思います。ただ、やっぱりまちづくりで福祉とそれから先ほど出た教育とセキュリティというのは、少々僕はお金積んでもね、お金かけてもいいと思うのですよ。この300mというのはもうそろそろ撤廃してもいい頃ではあるし、これ当初予算出ますけれども、次に向かってそういう考え方をしたほうが私はいいと思うんですがね。

○原田議長 清水町長。

○清水町長 確かにその、なし崩しにするのもまたどうかと思いますけど、やはりその、どうですかね、対応する課長ですよ、課長の判断でもいいのではないかなと思いますね。自分の、町長の許すかになるけど、ある程度その10m、5m違うのでできないとかそういう形ですね。100mも200mも違うのだったらそれは別にして、それぐらいの優しさがあってもいいのではないかなと思いますけど。しゃくし定規にこういう文言としたりせんといけんと、なし崩しじゃいけないということであれば、こういう形の表現しかないけど、自分としたら、町民も皆さん、議員も許してくれるのではないですか。もうちょっと足りないからというようなことはですね、これは課長の判断でもいいかなと思うのだけど、自分は。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 議員はしゃくし定規にするなって言いますよね。だけど、公務員はしゃくし定規にしないといけないのですよ。ですから、それをしゃくし定規にしないで逸脱したら困るわけですよ、ほかの課でもね。建設課でも水産課でも。ですから、なかなか課長の判断でというのはあれなので、まあ今後ですよ、今後またそういう方針の下に新しくこれを立てていただいたらというふうに思うのですがね。今回はこれで結構です。

○原田議長 佐々木議員。

○佐々木副議長 私らが住んでいる地区はですね、バス停が2か所ありましてね、宇和島方面はちょっと遠いのですよ。磯方面に来るのは近いけど。まあバス停を基準にした場合に、どっちを基準にするか、そういう場合は。それはちょっと困るのですよね。

○原田議長 土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 今のところでは、最寄りというところで近いほうのバス停を基準にしております。

○原田議長 佐々木議員。

○佐々木副議長 そしたら、宇和島方面の病院に行く場合は、遠いほうになるのですよね。うん、そしたらそれはもう適応になるわけですよ。

○原田議長 土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 現行の場合は、現行というか、バス停からというところは、近いほうのバス停が基準になりますので、近いほうが300m離れていなければ対象にはならないということになります。

○原田議長 佐々木議員。

○佐々木副議長 何か不公平感があるような感じで、距離規制はぼつぼつ、那須議員が言いよったように撤廃したほうが私はいいのではないかなと思いますけど。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 早速見直ししていただいたのはいいと思うのですが、やはりまだ問題は残っていると思うのですよ。地域公共機関として、やっぱりバスとかも含めて、私は、今後1年かけて見直しすべきじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○原田議長 土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 取りあえず80歳以上の方の距離をというところで、急を要するというか、そういったところでの改正案というところで提案したわけですがけれども、今も御指摘があったようにだとか、また運用した上でいろいろな課題も出てくるかと思えます。それと、公共交通

の在り方というようなところに、バスだけじゃなくタクシーの利用についても一緒に検討して、利用の実態だとかニーズの把握というのは引き続き調査をしながら改善できるような方向での検討が必要だというふうに考えております。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 ということは、今回、見直しに当たっては、利用者の意見は聞いていないのですね。

○原田議長 土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 福祉タクシーのというところよりも、公共交通の計画の中でアンケートを取った中に意見だとかそういったところは共有させていただいておりますし、事業の中で窓口である、受ける相談だとか電話での相談とかも利用者の方からの相談は頂いていますので、そこら辺の意見は参考にして改善を図ったところですよ。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 高齢者のこの見直し案なのですが、私は、これはこれでいいのではないかなと思います。ただし、免許返納制度が3年間ということ、これをベースにすると、3年間だけということになると77歳からになると思うのですが、今、高齢者の重大事故が多く発生していることも考えたら、75歳まで引き下げれば、この300mも撤廃できますし、そういう形で総合的に見直しをいただいたらと思うのですが。

○原田議長 木原副町長。

○木原副町長 私のほうで答えをいたします。本当、いろいろな御意見、また特に先般の議会では、産業厚生常任委員会のほうからの報告も頂き、我々もずっと気になるこの福祉タクシーの件でありました。今回もいろいろと本当に全て撤廃して、皆さん希望のある方にタクシー券の発行も考えました。ただ、どうしても恒久的な財源がかなりかかるようになってまいります。ですから、その辺も踏まえながら、まず今回、地域公共交通計画を策定する上でいただいたアンケート等々も参考にしながら、まず、改善の第一段階として80歳以上ということ、全てのバリアをフリーにさせていただいたところでもありますので、また、皆さんの75歳というような意見があって、財源が手当てできるのであればその辺はまた考えていきたいし、先ほど嘉喜山議員が言われたような、町内の地域公共交通としての在り方もやっぱり考えていくべきではあるし、やはりもう常に100%の回答はなかなかしづらい部分があるので、徐々に改善を加えていかさせていただきますということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

ほかにないので6番を終了いたします。

続いて、7番の長月・久良・正木保育所の廃止についての報告を求めます。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 保健福祉課から、長月・久良・正木保育所の廃止について報告いたします。

長月、久良、正木保育所につきましては、地域の児童数の減少により休園としておりましたが、今後の再開が見込まれない状況を踏まえた上で、廃止について各地区の同意が得られたことから、令和5年3月31日をもって保育所の廃園を行います。

廃止施設の概要です。

長月保育所は令和2年4月から休止、久良保育所は平成21年4月から休止、正木保育所は平成24年4月から休止をしております。

各保育所の今後についてです。

長月保育所につきましては、休止後、地区で図書室や高齢者等の見守り拠点等のコミュニティ施設として活用していますので、引き続きの活用を継続します。

久良保育所につきましては、地区での利用予定はない状況ですので、未利用施設として利活用の希望があれば相談に応じたいと考えています。

正木保育所につきましては、これまで、やまびこキッチンなど地域行事の拠点として活用してきました。今回、正木地区より正木公民館として活用したいとの要望を受け、令和5年度中に部分改修を実施し、正木公民館として活用する方向で準備を進めています。

最後に、旧東海保育所についてです。

これまで高齢者施設東海交流館として東海地区管理の下、バラ園や漁協婦人部が活用していましたが、今年3月末で契約期間が終了となります。東海地区側から継続使用の意思がなかったことや、障害者就労継続B型事業所ワークハウスたちばなが移転先を探していたことから、今回、旧東海保育所を障害者就労支援継続B型事業所ワークハウスたちばなに貸付けをする方向で調整を行っております。地区説明会等により地区の同意も得られております。

貸付料につきましては、同事業所から減額貸付申請があり、福祉事業による就労支援及び町有財産の有効利用を図る目的から、減額貸付けとしたいと考えております。

以上、長月・久良・正木保育所の廃止についての報告を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 この3つの保育所、現状は休止していたということで、今回をもって廃止になるということで、この廃止をもって行政財産から普通財産になるということでよろしいのですよね。

私、一般質問で、昨年、この使わなくなった公共施設の利活用方針が愛南町は全くないので検討してくださいということで、検討しますとお答えいただいているのですが、その方針はできたのでしょうか。久良保育所は、早速未利用施設としてホームページに掲載しとありますけど、これいきなり民間とかに出すのですかね。これ、活用方針決めないまま、こういうことすること自体、私は、町民の財産ですから、あまり勝手に規則なく、決まりなくやってほしくないのですが。まずしっかり方針をつくってほしいのですがどうなっていますか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 私のほうからお答えさせていただきます。公共施設、遊休施設となっております公共施設のほうの利活用方針については明確なものは現在定めておりません。

ただ、過去の議会のほうでも幾つか御指摘を頂いたところがございますが、遊休施設につきまして、町民の方々におきましても遊休になっているのかどうか存知ない、場合によっては町民が利活用したいという声も寄せられることも想定されることから、広く遊休施設については周知をしたほうがよろしいのではないかというような御意見もいただいたかと思えます。

今年度につきまして、まずは、町が保有しております公共施設のうち遊休施設となっております施設については、町ホームページのほうに施設の景観でありますとか、そういったところを整理してアップをしております。その際に、宇和島のほうでは休校になった学校を活用して周知をしているという御意見も頂きましたので、宇和島市が取り組んでる例を基に施設の情報を整理して、施設の活用について御要望があればお問合せをくださいという形で、今現在は周知を行っております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 じゃあ、方針つくらないまま利活用してくださいということで、ホームページに掲載するという事なのですが。これでも、全くね、町外の企業とかが、じゃあ使わせてくださいと言ったときもすぐに貸すのか、町民の財産ですから、やっぱりそこはしっかりと基準決めないといけないと思うのですよ。PFI、もう公共施設を持つのが大変になってきて、民間企業にどんどん売り渡すような自治体も出てきているわけですから、そこはやっぱり町民として

は財産を守るということも、地域の人が使いたいのであれば利活用してもらわないといけないし、誰を優先順位としてどういう基準で貸すのか売なのかということをもまず決めないといけないと思うのですけどね。そういう危険性というのは認識されていますか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 ただいま御意見を頂きましたように、活用内容によっては疑義を生じるような問合せもあろうかと思えます。公共施設の利活用について、利活用の声が寄せられましたら、当然、その内容を審査する上での関係書類の提出を求めることになろうかと思えます。

明確な基準のほう、方針は定めておりませんというふうに申し上げましたが、一応、庁内会議の審査会の中におきましては、まずは、町内にあります事業者でありますとか、町民の方々の利活用について、ある程度点数を付けているわけではございませんが、優先順位を上位として判断すべきというところで、会の中で協議をしながら活用を考えたいと思えます。

それと、ホームページのほうに遊休施設をアップしているというところで、町外のほうからの問合せも今後出てこようかと思えます。他の自治体の判断基準の例がありましたら、そういったものを参考に、そういった方針のほうの策定が必要であれば検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 協議しながら、その都度、その都度、申込みがあったらこれは貸していいかどうか決めるというお話に聞こえるのですけど、それでいいのですかね。

まあ、これ以上は一般質問させてもらいますけど、先ほどから出ていますように、行政は一律に決めておかないといけないでしょう。そういう考えはないですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 御意見として承りますが、先ほど申しましたように、利活用する上で、個人から町民の方から寄せられる内容と、例えば大きな事業者から寄せられる内容、例えば、その対価に、何ていいますか、活用するところで町内にもたらす影響もいろんなところで多角的に付加価値が付くようなところも出てこようかと思えます。なかなかそういったことを考えますと、一律の基準というのは確かに設けにくいところもあるのではないかなというふうには感じてはおりますが、誤解を招かないように貸し出すことを考えますと、一定の基準も一定程度やはり必要になるのではないかなというふうに考えますので、先ほど申しましたように、他の自治体の公共施設の有効な利活用の基準が設けられているようであれば、それを基に協議・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございますか。

鷹野議員。

○鷹野議員 公共施設の後の利用、活用ということでいいと思うのですけど、こういった場合、例えば長月保育所、昭和48年ということで、建築基準法が変わる前だと思うのですけど、耐震性とか、今後利活用するときに、公共施設の耐震性うんぬんというのはどうなっているのですかね。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 各保育所ともに1階建てですので、耐震についての問題というところでは、ない状況です。

○鷹野議員 1階だったら別に耐震性うんぬんというのは関係ないのですかね。そうなの、分かりました。失礼しました。

○原田議長 ほかにございますか。

少林議員。



○**少林議員** 2点です。一つ目は質問です。今度ワークハウスたちばなが入るということでしたけれど、これは、城辺のほうとこっちとで2か所、更に大きくなるのか、それとも完全にこっちにだけ移転してしまうのかということを質問したいことが1点です。

2点目は、先ほどの金繁議員のものに関係するのですが、どこかの建物が今度空きますといったときに、いろんな住民の方から、いつの間にか知らない間に決まっているみたいな感じで言われる方がとても多いです。例えば、今度ここが空きますといったら、その住民に集まってもらって、どうしたらいいだろう、こういうのはどうだろうと話し合いを地域みんなでする機会がほしいという御意見が多数ありましたのでお知らせをしておきます。

○**原田議長** 幸田保健福祉課長。

○**幸田保健福祉課長** ワークハウスたちばなにつきましては、現在地からの完全なる移転という形で、東海交流館のほうに移転をします。空き地ですが、保育所、福祉施設等につきましても、地区で空き施設が出た場合には、まず地区に利用希望がないか、どういった地区での活用等は考えてないかというところを、意見をまず聞いております。今回、東海交流館につきましても、地区が使っていたものですが、今後の利用希望がないというところでワークハウスたちばなからの意見もあり、こういった施設が希望しているのだがどうだろうかというところで地区の方に集まっていたら、事業所の概要等も説明した上での貸付けというところで進めているところではあります。

以上です。

○**原田議長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

那須議員。

○**那須議員** 正木保育所ですが、これを今年度中に改修して公民館とするということで、恐らく来年度から公民館になると思うのですよ、生涯学習課のほうに移ると。町内の公民館それぞれあるのですが、旧城辺と旧西海の公民館の管理の仕方と、内海、御荘、一本松の管理の仕方が違うのですよね。これもういい機会ですから、管理の仕方と、それから管理料を含めて見直したほうがいいのかと思うのですよ。

例えば、旧城辺町であったら管理人を置いて、5日間、朝から晩まで拘束して月額8万円なのです。ほかのところは、管理人が朝鍵を開けて、夕方閉めて掃除して、日額1,000円なのです。今、ずっと合併前からのものがずっと続いているのですよね、ここ全然変わってないのですよ。だから、いい機会ですので、正木が公民館になるとしたら、それを含めて来年度、どう変えたらいいのか、今のままでいいのか、そういったことも含めて計画したらいかがでしょうか。

○**原田議長** 児島教育長。

○**児島教育長** 公民館の運営の話です。私のほうからお答えさせていただきます。

私が就任する以前だったと思うのですけれども、この公民館の管理につきましては、全館一堂に会して職員での館長らの意見交換をしております。

基本、今の城辺方式の管理体制について、希望のあるところについてはそちらのほうに移行して構わないということで各公民館の希望を取った結果が、今の状態です。地域的に必要であれば城辺方式の部分で構わないという方針は出しているのですけれども、そこまでの管理体制は要らないという感が他の地区でありましたので、現状になっております。

以上です。

○**原田議長** ほかにございませんか。

ほかにございませんので7番は終了いたします。

続いて8番、子ども第三の居場所づくりについての報告を求めます。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 保健福祉課から、子ども第三の居場所づくりについて報告いたします。

少子化や家族形態の多様化、また、虐待やヤングケアラーなど、子供を取り巻く環境は複雑化、重層化してきています。

このような中、児童虐待の相談対応件数の増加や、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されることとなりました。

改正の概要といたしましては、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化及び事業の拡充として、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設し、市区町村はこれらを含む家庭支援事業について必要に応じて利用勧奨、措置を実施することとなっております。

次に、2の愛南町の状況ですが、愛南町では関係機関が連携し子育て支援を行っていますが、子どもたちを取り巻く家庭環境や経済状況の問題は多様化、複雑化しており、子どもたちが安心して過ごせる居場所の整備や家庭力をサポートするための基本的な生活、学習習慣等の支援、また体験活動などの機会を通して地域や社会との関わりなどの支援の必要性が高まっております。

そこで、3に記載のように、今回、B&G財団が、子供たちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む事業として、子ども第三の居場所事業を全国に拡大するため募集を行っていたことから、愛南町としても社会福祉協議会との連携の下、この事業を活用して取り組みたいと考え、設置を検討しております。

今回、B&G財団の助成内容といたしましては、開設助成金5,000万円、運営費として週5日以上開設する常設ケアモデルでは月額120万円の最長3年間の助成が可能となっております。

最後に、今後のスケジュールですが、現在、第一次審査を受けており、令和5年度、6年度を準備、整備期間として、令和7年度からの運営を考えております。設置場所は夢創造館敷地内を予定しております。

以上、第三の子ども居場所づくりについての報告を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

吉田議員。

○吉田議員 現在、愛南町の場合は重層的支援体制整備事業を昨年から行っていると思うのですが、これとこの第三の居場所づくりとの関連性、どういうふうな形で運用していくのか教えてください。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 現在、重層的支援体制整備事業の中で、放課後の子供の居場所として4年生以上を対象におかえり子どもクラブ等も実施しております。その中で、やはり地域とのつながりであったり、様々な体験等もプログラムの中に取り入れる、また、子ども食堂を実施したりと、放課後の子供たちの居場所としておかえり子どもクラブも運用ができていますので、この第三の居場所の設置は、おかえり子どもクラブも一緒に併用という形で現在は考えております。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 重層的支援体制事業も補助を受けながら、B&Gも受ける、まあ幅広くすることは私はいいいことだと思うのですが、区分けがうまくいかないのではないかな、こっちもどっちも手を付けていきますと、中途半端な形になってしまう。例えばさっき4年から6年の居場所づくりを昨年からスタートしました、実際は、二、三名しか使っていない。やっぱり地域的な

問題で、これはこういう問題、第三の居場所づくりとそれからやっぱり放課後児童クラブとかその辺も連携で総合的に見ていかないと、事業としてやることは、いっぱいやることはいいのですけれども、なかなか成り立っていかない。中途半端になってしまうような気がして仕方ないので、その辺についての位置付けをきっちりできているのでしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 現在、おかえり子どもクラブは7名の利用者となっております。

重層的支援と子どもの第三の居場所のすみ分けというところですが、重層的支援は子供だけに限ったものでもないですので、重層的支援は、子供から障害者、生活困窮、様々な生活の課題を抱えている方が対象となります。

子ども第三の居場所と児童クラブとの関係性においては、子ども第三の居場所の大きな特徴としては、手厚い支援をするということで、個々に応じた支援計画を立てながら実施しているというところが一つこの事業の意味合いになるかと思えます。

そういった居場所の必要な子供たちというところで、児童クラブを併用しながらも、週何回かはこの居場所を使っての個別の手厚い支援を受けるといったところも併せて想定をしている事業となります。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この第三の居場所づくりですが、内容を確認しますと、虐待リスクが高いとか不登校という方々、児童、学生を含めて支援していこうということは、親と生活を分けていくというような理解でもあるのですが。愛南町の虐待の相談とか、その辺りの実態と、あとどうやって児童と親を分けて生活させていくのか、その中でその設置場所が夢創造館ということであれば、親がすぐ連れ戻しに来るのではないかなというふうな思いもあるのですが、その辺り、この第三の居場所づくりの、ちょっと問題、その辺り問題があるのではないかなというふうに思っていますが、いかがですか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 この第三の居場所は、放課後の子供の居場所です。生活を親と切り離してというのではなく、放課後を安心して過ごせる場の提供というふうになります。対象が手厚く支援を必要とする子供たちになりますので、かなり家庭、またはその子供たちへの細やかなフォローは必要かと思えます。

夢創造館に、今第一の場所と考えている理由といたしましては、児童福祉の拠点としての素地がそこにあるということと、まず初めは、自由に施設を利用してもらいながらその中から必要な子を個別支援のほうにつなげていくというような流れで考えている事業となります。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 改正の概要一部ということでここに説明されている中の一番上の、児童育成支援拠点事業、それと、養育環境等の課題ということで虐待リスクが高いとか不登校と、学齢期の児童を対象とするということを書いているので、私はそういう理解をしたのですが、それは間違っているのでしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 対象としましては、養育環境の課題を抱える虐待リスクが高い方、また、不登校傾向の方、生活困窮であったり生活リズムが整わない方が対象にはなります。

そういった中で、完全に家庭から離すのではなくて、放課後そこで家庭での環境ではなくて、安心して家庭以外の場所で大人と過ごせる場所というところでの設定になります。その中で、基本的な生活習慣であったり、きちんと食事が取れるとか、学習支援の指導が受けられるといったような子供の居場所となります。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 何点かあります。まず、児童虐待の相談対応件数の増加ということなのですが、愛南町で増えているのかどうか、後ほどでいいので、過去5年間の数の推移を議会に共有していただけないでしょうか。

○原田議長 金繁議員、その件はまた別の機会です。今日は。

○金繁議員 なぜですか。この居場所づくりが必要かどうかという考慮をするのに、立法事実必要ですよ、どういう状況にあるのかという。なので数字を出してください。

2点目ですけど、経済状況や家庭環境に課題を抱える子供、学校になじめない子供が対象ということですけど、この対象となる子供たちは今どのぐらいいるとお考えですか。

3点目ですけど、児童相談所との連携、宇和島ですよ。連携どういうふうにご考えていらっしゃるか。これ虐待を受けている子供だったら、例えばあざだらけの子が来たときに、ここだと事業運営は社協と連携と書いてあるんですけど、社協は児童相談所と連携してくれるのでしょうか。緊急に保護する必要があるときどうするのか、どのようにお考えでしょうか。

4点目、やはりこういう深刻な子供たちに対応するというのは、今の非正規で働いているその支援員の方たちではとても対応できないと思います。やっぱり専門の方、専門知識と経験を持つ方が一人ぐらいは入っていないと、間違った対応をする危険性があります。この対応する人についてどのようにお考えか、4点目です。よろしくお願ひします。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 虐待等の相談件数については、また改めてにはなりますが、現段階で・・・おいては・・・。昨年度は・・・。

児童相談所との連携については、たしかに宇和島ではありますが、常に虐待の可能性と思われる児が発生した場合に、発見したところが通報にもなっていますし、その児の変化があった際には、常に関係機関と連携を取って対応し、必要に応じて支援会議を開きという体制は取れております。

虐待というところがメインに出てしまったので、多分すごく大変なケースというところでイメージされているところもあるかとは思いますが、もっと幅広くという思いもあります。ひとり親の学習支援であったり、経済的問題でちょっと食事面での問題がある子供たちの子ども食堂の拠点となったりというふうなところも考えてはおります。

社会福祉協議会におきましては、現在、おかえり子どもクラブというところで、児童分野にも活動の幅を広げてもらっていますし、児童福祉に関する研修等につきましては積極的に参加してもらおうようにこちらからも研修があるときには案内をし、そちらの研さんのほうもお願いしている状況です。

対象となる町内での発達障害であったりとか不登校、また共働き世帯等についての数はある程度こちらのほうで状況等は把握しておりますし、先ほどの虐待の要保護の連絡会の中で、それぞれの生活状況等も把握しておりますので、こういった子供たちが利用したらいいなというところはまた関係者で話しながら進めていきたいと思ひます。

やっぱり家庭の理解と併せて、そういった家庭は地域との孤立も起きやすい状況ですので、地域とつなぐ拠点となればいいのではないかとこのふうにも考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。まあ4点目、いろいろと連携はされているようなのですが、結局、直接子供たちに対応される人ですよ、これは社協の人になるのですかね。また、それは非正規の方たちが中心なのではないでしょうか。それとも、養護教員とか専門の方、正職の方、一人はついていたのでないでしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 スタッフの体制については、これからというところではあるのですが、この事業をするに当たっては、スタッフがマネジャー1名に職員、ボランティア、また、それらも含めて全体で4名以上のスタッフが配置されるというようなこのB&Gの基準ではそのようになっています。もちろんそこには、児童への関わりというところで専門的視点も必要かと思しますので、今、おかえり子どもクラブにおいても元教員であったり、保育士さんであったりとかという教育的視点を持ったスタッフも一緒に入ってもらっていますので、委託したからといって全部が丸投げの状態ではなく、常に連携は必要かというふうに考えております。そこについてはこれからになりますので、まだ正規なのか非正規なのかというところは現段階では決めていない状況です。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ほかにないようですので8番は終了いたします。

続いて9番、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当状況についての、はい、清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 それでは、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当状況について、御報告いたします。

この交付金を充当する予定であった各事業において、現時点での事業の見込額を精査した結果、多くの事業で事業費が減額となっています。そのため、交付金を有効活用するために、今回新たに交付金の充当事業を追加しております。

主なものといたしましては、1に掲載しておりますが、城辺保健福祉センターホール空調機設置事業、上水道事業会計補助金、保育所ICT化推進事業、新型コロナウイルス感染症抗原検査キット等配布事業などとなっております。

結果的に最終的な交付金の充当状況は、10ページ別紙1のとおりでございます。38事業に4億1,729万4,000円を充当する予定で交付申請をしております。

今後の予定といたしましては、3月補正予算で充当の変更の財源更正をし、3月補正予算の議決後は交付金の活用一覧として別紙1をホームページで公表することといたします。

以上、企画財政課からの報告でございます。

○原田議長 はい、説明が終わりました。

石川議員。

○石川議員 総事業費と充当額を差し引いた部分が未執行額だとは思いますが、この未執行額はどのようにされるおつもりでしょうか。

総事業費から充当額を引いたものが余っているという理解なのですけど。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 そういう見方ではございません。総事業費というのはあくまで事業の総計でございまして、充当額というのは交付金の限度額いっぱい充てているということでございます。以上です。

○原田議長 よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

ないようですので、9番を終わります。

続いて10番、愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定等についての報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 資料10、愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定等について説明をいたします。

1の個人情報の保護に関する法律の改正についてですが、令和5年4月1日から全面施行される個人情報保護法において、これまで独自の裁量権に委ねられていた個人情報の取扱いについて、法の下に一本化されることとなり、一部を除き、独自に規定することはできなくなります。

このことから、現在制定しております愛南町個人情報保護条例は廃止し、法にのっとった条例を制定することになります。

2の愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例の内容についてですが、法に規定しているものについては、条例で定める必要がないことから必要最小限の規定のみとし、11条からなる条例としております。

その中で、独自の裁量権により規定しております条文について説明しますと、第5条に開示決定等の期限に関する特例について規定しており、法では、開示請求から処分決定までの期限を30日としておりますが、条例では現行の15日に短縮しております。また、期間の延長につきましても60日を30日に短縮しております。

次に、第6条に開示請求に係る手数料等について規定しており、手数料は無料とし、写しの交付代、いわゆるコピー代のみを請求する現行の条例に合わせたものとしております。

第11条は愛南町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について規定しており、この審査会については、個別に条例で定める必要がありますので、愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に合わせて新規に制定することとしております。

3の関係する条例の改正については、今回の法改正に伴い、関係条例の廃止、制定、改正する条例及び規則は、次のとおりとなっております。大きくは、(1)条例及び規則の制定と(2)の条例及び規則の廃止、(3)の一部改正する条例につきましても、引用する条例名等の改正ですので、条文の内容につきましても変更ありません。

参考といたしまして、新規制定します2つの条例案を添付しております。

以上、愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定等についての説明といたします。

○原田議長 説明が終わりました。何か質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 個人情報保護条例は廃止して、この新規の保護に関する法律施行条例というのができるということなのですが、これ、今後の議会に上程されるんですよね。分かりました。

参考までにお聞きしたいのですが、愛南町が町民の同意なく第三者に個人情報を提供している具体例というのはありますか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 金繁議員の御質問、御本人の同意なくというところでの事例があるかというところであったかと思っておりますので、愛南町の中で、御本人の同意なく情報提供する事例といたしましては敬老会、地区のほうを実施します敬老会につきまして、代表であります区長さんのほうから名簿提供の依頼があった場合に内容確認をして、名簿のほうをお渡ししております。

それともう一点、自衛官募集に係る情報につきましても、該当者の同意は取っておりませんので事例としてあろうかと思っております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 まず最初に、目的外利用についてなのですが、これほかの例でいくと条例で定められているところもあるみたいなのですが、今後はそういう事例があった場合、審査会においてするのでしょうか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 基本的な捉え方といたしまして、目的外利用につきまして情報を開示することは想定しておりませんので、条例を定める考えは現時点ではありません。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 先ほどの本人の同意なく個人情報を提供している2つの事例なのですが、これほどこの範囲まで出されていますか。お名前、生年月日、住所、連絡先、どこまでですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 敬老会につきましては、当該者のお名前と御住所になります。

自衛隊の募集に係る情報提供につきましては、住所、氏名、生年月日となっております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 その提供されている個人情報の根拠なのですが、同意なく提供できる根拠なのですが、これは条例とは関係ないのですかね。関係なければその根拠を教えてください。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 まず、敬老会のところについてお答えをさせていただきます。現行の条例の中で、内容につきまして提供依頼があった場合は、審査会に諮った上で提供を可能としているところから、公共性もあつたりとかというところがございますので、審査会の中で開示は認められて各区長のほうに提供しているところでございます。

それと、自衛隊に係る情報提供につきましては、自衛隊法の第97条第1項の規定に基づきまして認められておりますので提供しているところであります。

以上です。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 この審査会の設置条例なのですが、愛南町の例からすると、設置に関しては別の附属機関設置条例で設置しているわけなのですよ。この条例だけそういったことを無視して規定する理由をお聞きします。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。嘉喜山議員から御指摘がありましたように、町のほうでの附属機関につきましては、条例に基づきまして整理をし、一括的などころでうたっているところではございます。今回、この審議会等を別途設けるかどうかにつきましても、当初につきましては、現行の条例改正で反映できないかというところで担当課、総務課としましてもそこから協議、検討を進めてまいりました。その進めていく中で、今回の個人情報の改正法につきましては、地方公共団体の個人情報の保護の制度についても、法の規律を適用して、解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたというところで、本日、参考としましてお付けしております。ページで申しますと6ページから9ページになるのですがけれども、この内容の中に調査審議の手续や審査会の調査審議の項目などもうたう必要があるということが国の準則からも示されていることから、現行の条例改正ではこの内容までを反映することがなかなかできないと考えまして、この審査会条例につきましては別途抜き出しを行いまして、新たに制定すべきところが必要であると考えまして、このような対応とさせていただきます。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。はい、ほかにありませんか。

ないようですので10番を終了いたします。

続いて11番、愛南町地域公共交通計画についての報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 資料11、愛南町地域公共交通計画について説明をいたします。

1の計画策定の経緯についてですが、本町では、平成26年度に策定した愛南町地域公共交

通網形成計画により、各種事業を実施してまいりました。令和2年11月の法改正により、地域公共交通計画の策定は努力義務ではありますが、地域公共交通計画の策定が求められていることから、地域の実情に応じた持続可能な公共交通体系の構築を目指し、策定するものです。

2の計画の策定体制ですが、計画策定主体は愛南町地域公共交通協議会で、町内の交通関係者で組織した団体であります。計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間、事業費等は記載のとおりであります。

3の協議会における検討状況についてですが、協議会では、地域住民を対象としたアンケート調査の実施、関係団体へのヒアリング、会議などで議論を深め、現在、愛南町地域公共交通計画の素案についてパブリックコメントを実施しております。今後はパブリックコメントの結果を踏まえまして、再度協議会を開催し、最終的な計画の策定を完了する予定としております。

最後に4の計画の内容についてですが、資料に記載のとおり、(1)計画策定の背景と目的から順に8章に分けて掲載しており、資料11-2として、愛南町地域公共交通計画(案)を添付しております。

以上、愛南町地域公共交通計画についての説明といたします。

○原田議長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

はい、石川議員。

○石川議員 7ページの計画ですけど、計画の実施及び進行管理の体制ということで、地域公共交通協議会というのは事業者がほとんどで、地域の路線ごとの住民の意見というのは反映しにくい協議会になっていると思うので、その辺りはやはり見直しが必要ではないかなと。特に利用率が低い、所管事務調査で3月に報告しますが、地域の声を生かした路線ルート、運行時間等を考える協議会か、住民のアンケートにしてもあいなんバスに乗らない人にアンケートを出しても意味がないですし、もう少し地に着いたようなアンケートなり住民の声を拾い上げる仕組みが、私は必要なのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 地域の声を聞く環境が必要ではないかという御質問をいただきました。協議会の中で構成しておりますところにつきましては、地域の行政協力員の方も構成をしておりますが、先般開催いたしました会の中でも、やはり地域の実情に応じた公共交通の整備が必要というところで、各委員のほうから多く御意見を頂きました。

特に、一本松地域の公共交通を見てみますと、課題といたしまして利用率が低いこと、その要因といたしましては、利便性が悪いのではないかという御意見も各委員のほうから頂きました。そういったところは丁寧に地域住民の方の声を聞きまして、例えばあいなんバスの運行を必要であれば見直す必要もあるのではないかなというような御意見も協議会の委員のほうから頂いております。

結果といたしまして、その後の対応といたしまして、先般、一本松地域におきましては地域公共交通計画に寄せられたアンケートの意見、またそれから見えてきました課題、特に一本松地域につきましてあいなんバスの利用率が低い現状などをまず報告し、地域代表の行政協力員8名の方に報告をさせていただきました。

その中でも現状について一本松地域、地理的要件で各集落を回ってほしいという声も地域の方から寄せられているという声をいただいた一方、細かくあいなんバスを運行してしまうと、利便性が高まることはなかなか困難ではないかなというような御意見も頂きました。

今後の対応といたしましては、やはり、石川議員が言われましたように、あいなんバスも含めた地域公共交通の在り方というのは、地域の声を聞きながら取り組むべきというふうに考えておりますので、継続的にこの課題解決をどういう形で解決できるのか、100%の環境を構築することはなかなか難しいかもしれないのですけれども、そういったところで御理解を得な



がら今後も継続的に意見を交わさせていただきますということで御理解をいただいたところで、  
以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ほかにありませんので、これで執行部の報告を終わります。

執行部は退席をお願いします。

(報告後執行部退席)

○原田議長 続いて、議会協議に入ります。

最初に、令和5年度一般会計議会費議会運営事業予算について事務局より説明があります。  
本多事務局長。

○本多事務局長 では、議会資料1を御覧ください。

令和5年度の議会費の内容について簡単に説明させていただきます。

令和5年度の議会費の当初予算につきましては、令和4年度に比べて101万4,000円の減額となっております。

これは、令和4年度に実施した議員全員を対象とした行政視察関係の経費の減額が主な要因であります。

では、予算の主な内容について説明をいたします。

議員研修の講師謝礼として25万1,000円を計上しています。令和4年度に比べて5万円の増額です。令和4年度は、講師の御厚意で予算の範囲内で2回当町を訪問していただき、講演等を行っていただいた事例がございましたが、令和5年度はそのような場合に対応するためにあらかじめ5万円を増額させていただいております。

費用弁償につきましては、28万6,000円の増額です。これは、車賃の単価が1km25円から30円に改定されたこと、及び航空賃の値上がりによる増額になります。

続いて、普通旅費につきましては15万1,000円の増額です。これは、全国町村議長大会に事務局長が同行することによる増額となります。

研修旅費は125万2,000円の減額。これは、冒頭でも説明したとおり、令和4年度に実施した全議員対象の行政視察関係の経費の減額が主な要因です。

実費弁償は10万4,000円の増額。これは、講師派遣の旅費算定において航空賃の値上がりを反映したことによる増額です。

その他の予算は令和4年度とほぼ同じ内容となっております。

簡単ですが、これで令和5年度の予算の説明とさせていただきます。

○原田議長 ただいまの説明に何か質疑ございませんか。

那須議員。

○那須議員 これ、7日にもう一回するのでしょうか、一応提示しただけで。

○原田議長 はい、やります。予算の審査。

金繁議員。

○金繁議員 今回初めてこういう詳細にわたり出していただいたと思うのですが、そういう意味で議長と局長には感謝します。

ただ愛南町議会、予算ものすごく割合的に低いのですよね。ものすごい低いところからまたさらに削る、私、非常に残念だなと思うのですよね。これ決めてしまう前に、やっぱりせめて常任委員会委員長、特別委員会委員長らも含め、できれば全員で予算をどうするかという話合いの場を設けていただきたかった。もうそれは遅いのかどうか、まだ改善の余地があるのか。遅くないですか。その確認をさせてください。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 タイミングとしましては、もう既に予算はですね、予算案は制定しておりますので、変更は利かない状況ではあります。なので、変更するとなれば補正予算で対応ということ

になります。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、次にその他です。

はい、本多事務局長。

○本多事務局長 では、議会の初日の予定ですが、愛南町議会の個人情報保護に関する条例の発議について相談をさせていただきたいと思います。

これは、議会の条例となりますので、発議者と賛同者が必要なのですが、どなたがされるのか御検討をいただきたいと思います。

以上です。

○原田議長 今、説明があったのですが、個人情報の保護条例のあの発議、これをしないといけないので、議運でやらしてもらえますかね。構いませんか、議運、発議者。議運がいいのではないかと私の意見は言うたらいけないのだけど、議会運営委員会で。発議者は議運の委員長で、あと、賛同者が委員の方名前を寄せていただきたいのですが、いいですかね。

はい、もうそのようにいたします。

議運の委員長いいですかね。

はい。

○本多事務局長 すいません、確認ですが、一応発議者が議運の委員長で、賛同者が両常任委員長ということでよろしいでしょうか。

○原田議長 はい、続いていいのかね。

○本多事務局長 では、続きまして次の定例会、3月定例会のことなのですが、監査委員の出席について御協議いただければと思います。昨年はコロナ対策の関係もございまして出席はなしということになったのですが、今年についてはどういった取扱いにするか御協議願いたいと思います。

○原田議長 はい、今、説明がありましたが。はい、那須議員。

○那須議員 まあ、昨年は出ませんでしたね。予算ですから、監事が出て意味ないのですよ、ただ座っているだけで。決算は当然出ないといけないですけど、予算ですから、出席する意味がないし、必要もないと思います。これは議会運営委員会でも提案しようと思っておりました。

○原田議長 はい、分かりました。それではもう出席しなくていいということでいいですかね、3月定例。

はい、ではそのようにします。

あと、はい、本多事務局長。

○本多事務局長 では、小中学校の卒業式と入学式の出席について報告させていただきます。

卒業式と入学式の招待の関係ですが、愛媛県の教育委員会からもなるべく来賓は控えて、コロナ対策を万全に行いなさいという通達もあるようで、今回につきましても招待がございましたのは議長と副議長と総務文教常任委員長の3名ということになりますので、お知らせをさせていただいております。

以上です。

○原田議長 その3名ということですので、よろしくお願いします。

その他。

本多事務局長。

○本多事務局長 これは先般、議会活性化特別委員会の協議結果の報告の中であったことなのですが、一般質問の一問一答方式の導入について、これにつきましては会議規則の改正が必要となります。予定としては、3月の初日に委員長からの報告があって、実際取組が始まるとい

うことになろうかと思うのですが、仮に会議規則の改正を6月に行った場合、実際の一問一答方式の導入が9月議会からということになります。

そのことについて、もしこの後、委員長の報告の後、議会運営委員会等で協議をして、整えば、3月定例議会の最終日に会議規則の改正が発議できて、実際の運用が6月開始ということになりますけれども、そういったスケジュールについて御協議いただければと思っております。以上です。

○原田議長 今、分かりましたかね。

もし、6月からやりたいのであれば3月に改正しないといけないので、どうでしょうかね、もう6月からやるようにしますか。どうですか。ほかの皆さん、一問一答導入。

金繁議員。

○金繁議員 一応、中間報告の中にも書かせていただいたのですが、活性化委員会としては、早い段階での実施を求めますということになっています。御協議をお願いします。

○原田議長 ほかに何か意見ありませんか。

吉村議員。

○吉村議員 前も言ったのですが、これ選択制ですから、別にやったらいいのじゃないですか。

○原田議長 いいですかね。

じゃあ、議運を開いてそこで協議をするということ。

そのようにさせていただきます。

その他でほかに何かありませんかね。

本多事務局長。

○本多事務局長 では最後に、全員協議会の会議録について報告させていただきます。

令和4年10月24日開催の第15回議員全員協議会の中において、会議中にですね、団体名とあと個人名についての発言がございました。これにつきましては、事務局において、会議後に団体の代表者の方に公表の同意をいただきましたので、その旨を会議録の末尾に一文付けるということを報告させていただきます。

具体的には、令和4年10月25日、団体の代表者（団体名、代表者名）の公表同意ありという一文を付けたいと思っております。

以上です。

○原田議長 はい、そういうことですので、それでよろしいですかね。はい。

ほかに何かその他ありませんかね。

ないようでしたら、以上で全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

愛南町議会議長